

いじめ防止等の基本認識

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、「早期発見・早期対応」のため学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身な指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で連携して取り組む。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

- 再発防止**
- 児童生徒の心を育てる。
・生命尊重・人権尊重・思いやりの心
 - 道徳教育等の充実を図る。
 - 教師の心・技を磨く。
 - 組織的対応力をつける。

いじめとは…

当該児童生徒と一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

校長

校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。

校内いじめ防止対策委員会

- <メンバー> 校長・教頭・教職員・保護者・地域住民等
 <内容> ・いじめ発見のための調査 ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等
 ・関係機関との連携 ・いじめ防止の全体計画の策定（いじめ対策必携の活用）

職員会議

生徒指導委員会・学年

いじめへの気付き・把握

関係者への対応

共通理解
連携協力

役割連携
組織的対応

いじめを許さない学校づくり

- 誰にでも「分かる」授業、個に応じた「分からせる」授業づくりに専念し、児童生徒理解を深め、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、徹底して構うとともに、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示すことが重要である。
- いじめが解決したとみられる場合でも、気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守り、見届けていくことが必要である。

- 観察・情報収集**
- 日常的な観察、メモ日記の活用
 - いじめチェック表の活用
 - 定期的なアンケート調査の実施
 - 教職員間の情報交換
 - 保護者等からの情報提供 等

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童生徒

受容：辛さや悔しさを十分に受け止める。
 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
 自信：良い点を認め、励まし、自信をもたす。
 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
 成長：本人の自己理解を深め、自立への支援を行う。
 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
・具体的事実に基づいて話し合う。
「いじめは絶対に許されない行為」であることに気付かせる。
- 日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
- 学年及び学校全体への指導を行う。

いじめている児童生徒

確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
 内省：いじめられた子どものつらさに気付かせる。
 処遇：課題解決のための援助を行う。
 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

「いじめ問題を考える週間」の取組の充実を図る

学校・家庭・地域社会・関係機関（相談機関、警察 等）

「ネット上のいじめ」への対応マニュアル

「ネット上のいじめ」とは…

携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に誹謗中傷等を書き込み、いじめを行うこと。

特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

態様

- 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗中傷の書き込み
 - ・個人情報の無断掲載
 - ・なりすまし 等
- メールでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗中傷するメール
 - ・チェーンメール
 - ・なりすましメール 等
- その他(ロコミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み 等)

「ネット上のいじめ」のきっかけは…?

返信が遅い・内容が短い・絵文字や顔文字がない 等
些細なことでも、いじめのきっかけになり得る！！

児童生徒、保護者への対応

- 「ネット上のいじめ」により、命に関わる深刻な問題が発生していることを教える。
- 携帯電話等を利用する際のルール、マナーを指導する。
- 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、計画的な取組を行う。
- 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについて、きちんと話し合う。
- フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について啓発する。

(鹿児島県教育委員会：いじめ対策必携より)

掲示板等への誹謗中傷等への対応

- ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
 - ・書き込み内容の確認
 - ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
 - ・書き込み内容の保存（プリントアウト）
 - ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する 等
- 掲示板等の管理者に削除依頼
 - ・管理者への連絡方法（メール）の確認
 - ・利用規約等を確認の上、削除依頼を実施
 - ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。それでも削除されない場合は、警察や法務局などに相談する。

ネット上のいじめが発見された場合の対応

- 被害児童生徒への対応
 - きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す姿勢を貫く。
- 加害児童生徒への対応
 - 起こった背景や事情について詳細に調べるなど、適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。
- 全校児童生徒への対応
 - 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- 保護者への対応
 - 迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。